

3 施行日前に道路運送車両法第7条第1項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーであって第2条第1項の情報を記録するものについては、平成31年12月1日から平成36年11月30日までの間、第3条第1項第1号、第2号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条並びに第8条第2項の規定については、適用しない。

○国土交通省告示第144号(平成28年11月17日)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(一部を改正)について、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十七日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(一部を改正)の指針

第一条 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として行う指導及び訓練の指針(以下「指針」といふ。)の指針を次のとおり改正する。

第一 指針第二章「実施し」を「毎年実施し」及び「3年間保存する」に改定する。

第二 指針第二章「道路運送法」を「昭和36年法律第183号」に改定する。

第三 指針第二章「交通事故」を「交通事故」及び「道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。)」に改定する。

第四 指針第二章「すべき事項」を「(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。)」に改定する。

第五 指針第二章「事例」を「事例」に改定する。

第六 指針第二章「着用」を「着用」及び「の着用を徹底」に改定する。

第七 指針第二章「活用する」を「活用する」に改定する。

第八 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第九 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十一 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十二 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十三 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十四 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十五 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十六 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十七 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十八 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第十九 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十一 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十二 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十三 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十四 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十五 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十六 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十七 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十八 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第二十九 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第三十 指針第三章「安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法」において、当該装置の機能への適信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

時 間	内 容
①	交通安全の事例の分析に基づく再発防止対策 交通安全の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。
②	交通安全に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながる原因を防止するための対処方法を指導する。
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の他の事業用自動車に比べて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事項を指導する。
④	危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通安全の危険を予測させ、それを回避するよう指導する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車について指導する。
⑤	安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車(添乗)により指導する。
⑥	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあつては、日常点検の方法を指導する。実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。
⑦	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の他の事業用自動車に比べて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事項を指導する。

時 間	内 容
①	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。)を再確認させる。

時 間	内 容
①	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。)を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。
②	事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあつては、日常点検の方法を指導する。実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。
③	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の業務の態様及び運転者の他の事業用自動車に比べて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事項を指導する。

<p>④ 危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中が含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バスの運転者に対しては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。</p>	<p>⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。</p>	<p>⑥ 安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあつては、添乗）により指導する。</p>
--	--	---

第三十一条 「初任運転者」の「及び準初任運転者」

(3) 初任運転者以外の者であつて、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者（以下「準初任運転者」という。）

(2)に規定する特別な指導の内容のうち、少なくとも④（制動装置の急な操作に関する内容に限る。）及び⑥について実施することとし、実施時間は、⑥について20時間以上、その他については当該一般貸切旅客自動車運送事業者において同様の内容を初任運転者に対して実施する時間と同程度以上の時間とする。

第三十二条 「準初任運転者」

③ 準初任運転者

直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に実施する。

第三十三条 「初任運転者」の「及び準初任運転者」の結果」

第三十四条 「準初任運転者」の結果」

第三十五条 「及び内容」

第三十六条 「一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「貸切バス」という。）の運転者に対してドライブレコーダーの記録（ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示（平成28年国土交通省告示第1346号）第2条第1項の記録をいう。以下同じ。）を利用した指導及び監督を実施した場合においては、その記録を含む。」

第三十七条 「一 貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「貸切バス」という。）の運転者（以下「運転者」という。）の指導及び監督の内容

- ① 事業用自動車運送事業者による指導及び監督の内容
旅客自動車運送事業者は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることと認識させるとともに、事業用自動車による交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることと使命であることを理解させる。
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。）及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運転方法について、これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の事例を説明すること等により、確認させる。
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ること）をいう。以下同じ。）及び制動距離等を確認させるとともに、これらを把握していたかかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。
- ④ 乗車中の旅客の安全を確保するための留意すべき事項
加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることと必要性を理解させる。また、このほか、走行中は旅客を立ち上げさせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。
- ⑤ 乗降口の開閉する装置の不適切な操作により旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等により、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。
- ⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
乗合バスの運転者にあつては主として運行する路線、貸切バス及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「特定旅客自動車」という。）の運転者にあつては主として運行する経路、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車（以下「ハイヤー・タクシー」という。）の運転者にあつては営業区域における主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。
- ⑦ 危険の予測及び回避
加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があつたとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関し生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らの注意喚起の手法として、必要に応じ、指差し呼称及び安全呼称を活用する。さらに、貸切バスの運転者にあつては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型車（長さ9メートル以上又は乗車定員51人以上の車両をいう。以下同じ。）、中型車（大型車及び小型車（長さ7メートル以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう。以下同じ。））以外の車両をいう。）及び小型車の別をいう。以下同じ。）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。

⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への通信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眼気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

⑩ 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者における指導及び監督の内容

一般貸切旅客自動車運送事業者は、(1)に掲げる内容に加え、次の指導及び監督を実施する。

① 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合には、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

② ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転

運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、運輸規則第3条第1項の苦情の申出のうち当該貸切バスの運転に係るものがあつた場合又は同規則第25条第1項第7号の事故が発生した場合には、これらの場合についてドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びじり取り装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。

③ ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

ドライブレコーダーの記録のうち②の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める。

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「この場合において、貸切バスの運転者については、指導及び監督の実施後、速やかに、ドライブレコーダーの記録又は添乗その他の適切な方法により指導及び監督の内容に係る当該運転者の習得の程度を確認し、必要に応じて指導及び監督を行うこととする。」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「運輸規則第37条第1項」や「同規則第37条第1項」及び「書面を運転者台帳に添付する」ことともに、貸切バスの運転者に対してドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した場合にあっては、その記録を営業所において3年間保存する」とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「理解させる。」こととともに、貸切バスの運転者において、交通事故時のドライブレコーダーの記録を利用して指導する」とある。更に「記録の活用」について、ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、是正のために必要な指導を行う。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「⑥については」や「⑦については」及び「①から⑤までについて合計6時間以上、⑥について」や「①から⑤までについて合計10時間以上、⑦について」
とある。

⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「⑥については」や「⑦については」及び「①から⑤までについて合計6時間以上、⑥について」や「①から⑤までについて合計10時間以上、⑦について」
とある。
第三編の二の三の五の二の二の二
「及び⑦」及び「⑧について20時間以上」
とある。
第三編の二の三の五の二の二の二
「⑧については」
とある。
(3) ドライブレコーダーの記録等を利用した指導の効果の確認
一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、指導の実効性を確保するため、特別な指導の実施後、速やかに、ドライブレコーダーの記録又は添乗その他の適切な方法により、特別な指導の内容に係る運転者の習得の程度を把握し、必要に応じて指導を行うこととする。

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

第三編の二の三の五の二の二の二

分	離	帯	通	航	路	沿	岸	通	航	帯
1	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「平成二十八年十一月十七日」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「海上保安庁長官 中島 敏」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「分離開航方式」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「14の3 BORNHOLMSGAT海域分離開航方式」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の北西側」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の南東側との間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。

第三編の二の三の五の二の二の二
第三編の二の三の五の二の二の二
「陸岸と分離開航帯の間の」
とある。